

北 監 第 35 号  
令和 5 年 10 月 19 日

北方町長 様

北方町代表監査委員 横 山 治

財政援助団体等監査の実施について（通知）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査  
を、別紙のとおり実施しますので通知します。

別 紙

## 実 施 計 画 書

種 別

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査

担当監査委員氏名

横 山 治 ・ 石 井 伸 弘

対象事項及び範囲

社会福祉協議会の活動状況と補助金・委託金等の支出について (R4、R5 年度)

実施期間

令和 5 年 12 月 1 日 (金) 9 時 3 0 分から

実施場所

北方町役場 庁舎 3 階 委員会室、円苑等現地視察

基本方針・着眼点

- ・ 補助金等が目的にしたがって事業効果をあげているか
- ・ 当該団体に対する指導監督は適切に行われているか
- ・ 事業・精算報告等提出書類は適切か
- ・ 町からの委託業務は、適正な金額で効果をあげられているか

提出資料

社会福祉協議会の補助金の事業計画、予算、精算、事業報告等が把握できる資料…①

町から社会福祉協議会への委託業務一覧表…②

委託契約書、報告書、関係諸帳簿、その他…③

※①と②は各 3 部、③は当日持ち込みで可 (監査委員から要望があったときにお示しください)

※令和 4 年度分と令和 5 年度分 (1 1 月まで) の準備をお願いします。

出席依頼者氏名

担当課長、担当者

北 監 第 40 号  
令和 5 年 12 月 22 日

北方町長 様

北方町代表監査委員 横 山 治

財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査を実施したので、同法第 199 条第 9 項の規定により、別紙のとおりその結果を報告します。

別 紙

## 結 果 報 告 書

### 種 別

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査

### 担当監査委員氏名

横 山 治 ・ 石 井 伸 弘

### 対象事項及び範囲

社会福祉協議会の活動状況と補助金・委託金等の支出について (R4、R5 年度)

### 実施期間

令和 5 年 12 月 1 日

### 実施場所

北方町役場 委員会室

### 監査の結果

上記対象事項について、現地視察・関係書類の提出を求めて監査した結果、社会福祉協議会の補助金事業、委託金事業に関しては、概ね適正に執行されていると認められる。以下の意見を付す。

#### 意見内容

前回の監査のときより、社会福祉協議会への委託事業は増えており、町が社会福祉協議会に依存する内容も増えていると考えられる。その中で、社会福祉協議会も人材の確保及びそのための研修を行うなど、業務の増加に伴い負担も大きくなってきていることに苦労を伺わせられる。しかしながら、町と社会福祉協議会のつながりが太くなってきている状況であるからこそ、補助金内容及び契約内容についてはしっかりとした根拠が必要であると考え。具体的には、補助金や委託契約の見積もりにある人件費や委託内容と契約金額の精査、随意契約の内容、他の民間団体との比較など、現状でも良いと思われるが、これからも町と社会福祉協議会が手を取り合って福祉に携わらなければならないと思われることから、できるだけ詳細な根拠を持って他に示しても問題が無いように、今後も担当課において慎重に事務を行ってほしい。